

あきる野市公園等整備・運営ガイドライン

令和8年2月

あきる野市

目 次

第1章	公園等整備・運営ガイドラインの概要	1
1	策定の目的	1
2	ガイドラインの位置付け	1
3	対象	1
第2章	市内公園をとりまく状況	2
1	公園がもたらす効果	2
2	市内の公園の状況	3
第3章	公園整備・運営の基本的な考え方	6
■	基本的な考え方	6
■	施策の方向性	8
1	公園等の創出・整備・質の向上の方針	9
2	公園等の維持管理・運営	13
3	施策の進め方	15

第1章 公園等整備・運営ガイドラインの概要

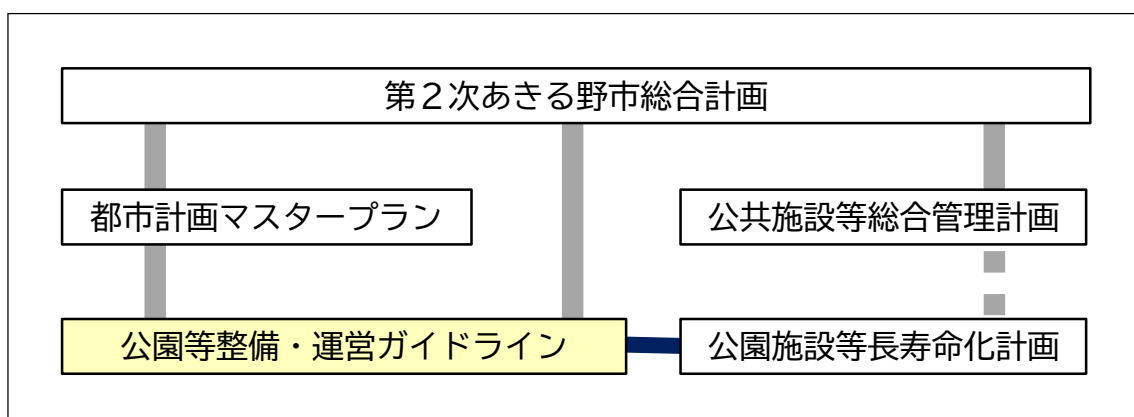
1 策定の目的

都市公園等の整備や運営に関する総合的な解決を図り、厳しい財政状況の中で事業を効率的かつ効果的に推進していくため、公園の整備や運営に関する基本的な指針として「あきる野市公園等整備・運営ガイドライン」を定めます。

2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、あきる野市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）で定めた公園緑地整備の方針に基づき、公園の整備や運営の方針を総合的に整理し、基本的な方向性を示すものとします。

また、本ガイドラインの実施にあたっては、公園が持つ多面的なストック効果を踏まえ、上位計画や関係する計画との整合を図り、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直していきます。



3 対象

あきる野市内の都市公園等、公園施設及び計画予定の公園等

第2章 公園をとりまく状況

1 公園がもたらす効果

都市公園は、都市になくってはならない貴重なオープンスペースであり、設置されてから中長期に継続的に得られる効果（以下「ストック効果」という。）を発揮することで、市民の安全・安心で快適な暮らしを支えており、今後もその効果を十分に発揮し、様々な役割を担っていくことが期待されます。

ストック効果分類
①防災性向上効果
災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
②環境維持・改善効果
生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
③健康・レクリエーション空間提供効果
健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
④景観形成効果
季節感を享受できる景観の提供、良好な町並みの形成効果
⑤文化伝統効果
地域の文化を伝承、発信する効果
⑥子育て・教育効果
子どもの健全な育成の場を提供する効果
⑦コミュニティ形成効果
地域コミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
⑧観光振興効果
観光客の誘致等により地域の賑わいの創出、活性化をもたらす効果
⑨経済活性化効果
企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

※都市公園のストック効果向上に向けた手引き（平成28年5月）国土交通省

2 市内の公園の状況

本市には、社会資本（公園）として、都立公園である秋留台公園のほか、32の都市公園及び39の都市公園以外の公園、計72の公園があります。

都市公園の総面積は299,486㎡、都市公園以外の公園の総面積は17,112㎡、合計すると316,598㎡です。

また、遊具等については、スプリング遊具44基、砂場33基、ブランコ28基、すべり台27基、鉄棒19基などが設置されています。（令和7年3月末現在）

（1）公園の面積別

公園区分	500㎡未満	500㎡～1,000㎡未満	1,000㎡以上
都市公園	—	3公園	30公園
都市公園以外の公園	26公園	10公園	3公園
全公園	26公園	13公園	33公園

※都市公園には都立秋留台公園を含む

都市公園と都市公園以外の公園では面積に偏りがあり、基本的に市が設置した都市公園では規模が大きく、開発行為に伴い帰属された都市公園以外の公園では、9割が1,000㎡未満の小規模公園となっています。

また都市公園の多くは、高度経済成長期以降に設置されてから、今日まで市が整備・維持管理しています。また、開発行為に伴い帰属された都市公園以外の公園も同様に市が維持管理をしています。

（2）住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、都市公園法施行令第1条の2に基づき、あきる野市立公園条例第3条の3において、10平方メートル以上と定められています。

令和5年度末 都市公園等整備状況

対象	都市公園数	都市公園面積 (ha)	1人当たり 都市公園面積 (㎡/人)
全国	115,147	129,481	10.9
東京都（島嶼除く）	8,786	6,055	4.3
区部	4,634	2,899	3.0
市部	4,071	3,028	7.2
町村部	81	128	23.7
あきる野市	32	18	2.3
秋川地区	27	13	2.2
五日市地区	5	5	2.3
あきる野市（都立公園含）	33	30	3.8

（全国：国土交通省公園データベース、東京都以下：東京都公園調書）

東京都における住民1人当たりの都市公園の敷地面積の傾向として、人口や地域特性により、格差が見られるものの、概ね人口が多い場合は少なく、人口が少ない場合は多くなっています。

本市においては、市設置の都市公園のみならず、都立公園の秋留台公園を含めても、10平方メートルを満たしていない状況です。

(3) 公園の地域差

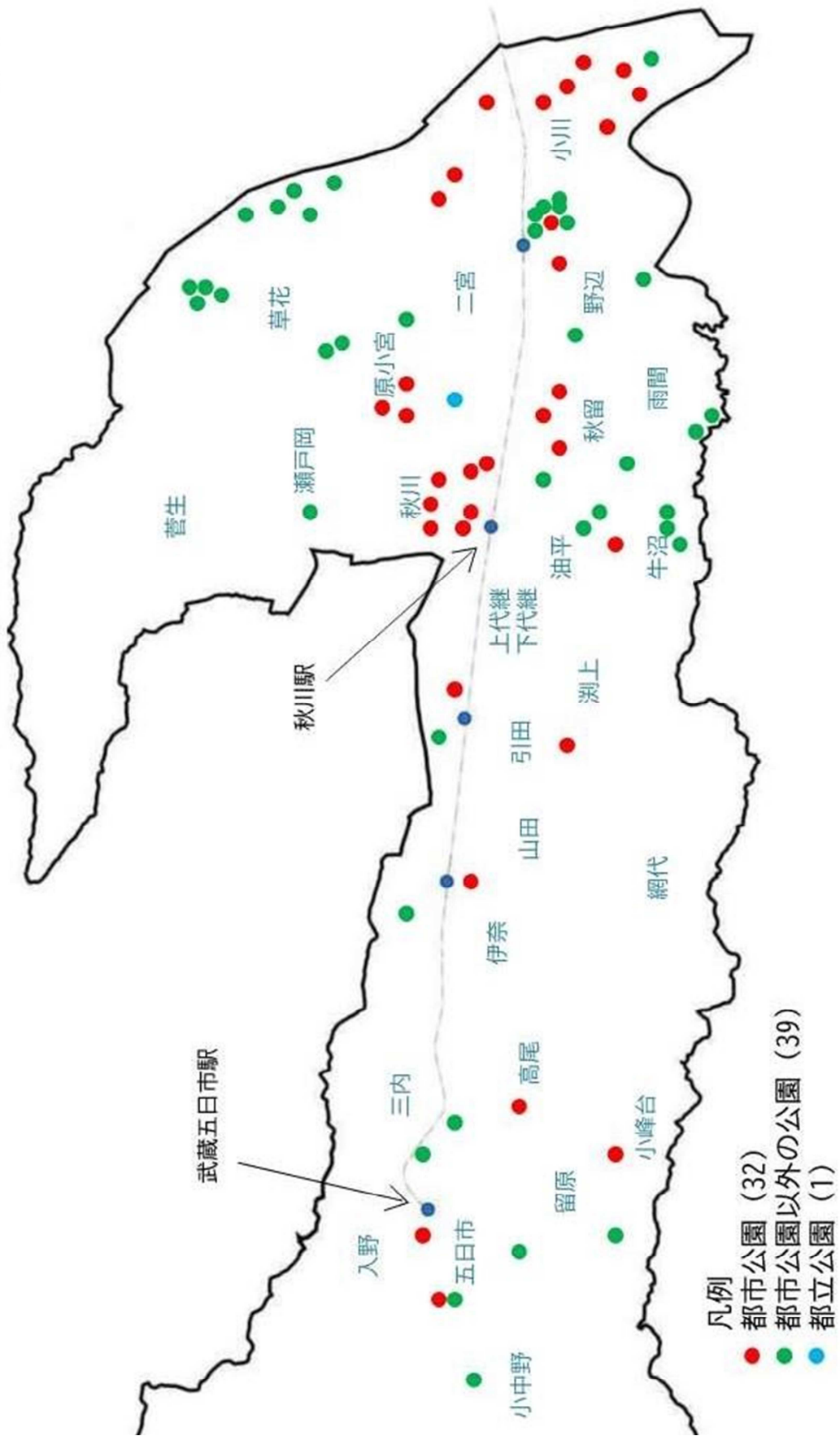
地区	都市公園	都市公園以外の公園	計
秋川地区	27公園 (82%) 132,339㎡ (44%)	32公園 (82%) 14,466㎡ (85%)	59公園 (82%) 146,805㎡ (46%)
秋川地区 都立公園	1公園 (3%) 118,447㎡ (40%)	—	1公園 (1%) 118,447㎡ (38%)
五日市地区	5公園 (15%) 48,700㎡ (16%)	7公園 (18%) 2,646㎡ (15%)	12公園 (17%) 51,346㎡ (16%)
計	33公園 299,486㎡	39公園 17,112㎡	72公園 316,598㎡

本市は、平成7年に秋川市と西多摩郡五日市町が合併し、あきる野市となりました。しかし、公園の配置状況として、秋川地区に60公園(83%)、五日市地区に12公園(17%)と偏りが見られます。要因として、秋川地区は地形的に公園として適した平地が存在する一方、五日市地区は、山間部などを含む起伏に富んだ地域であり、平地が少ないためと考えられます。

しかしながら、山間部は国立や都立の自然公園として位置付けられており、施設としての公園は少ないものの、環境維持・改善効果や景観形成効果などの公園の持つストック効果を発揮できる環境は補完されているといえます。



あきる野市公園位置図

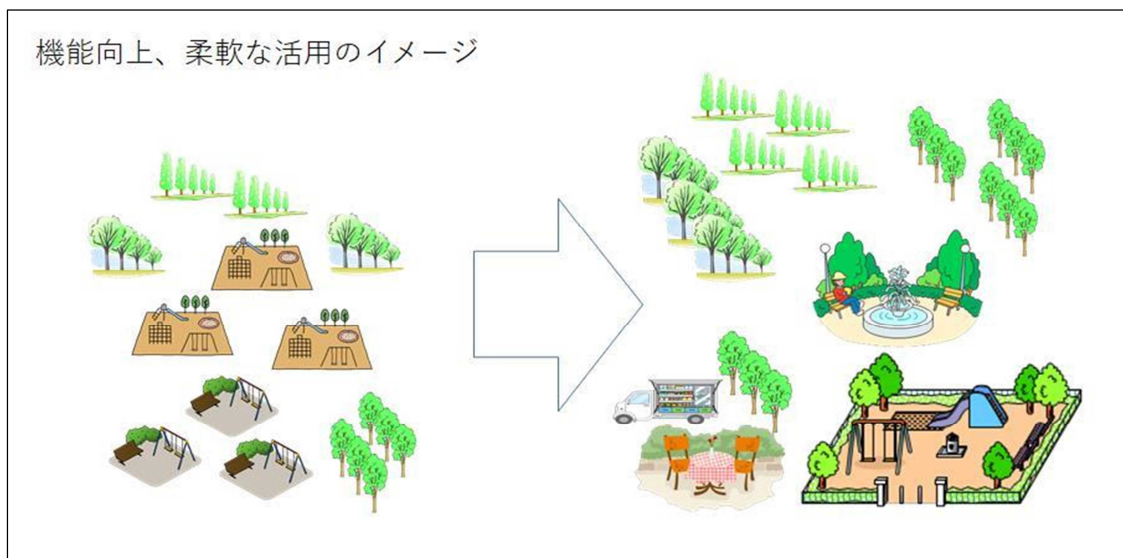


2. 量から質への転換

今後、新しい公園の整備以外は、各地域毎に公園整備の必要性を検証した上で、地域ニーズを把握して機能分担等による公園が持つ様々な機能をより一層向上させるなど、既存公園の活用による「質」の向上を図っていきます。

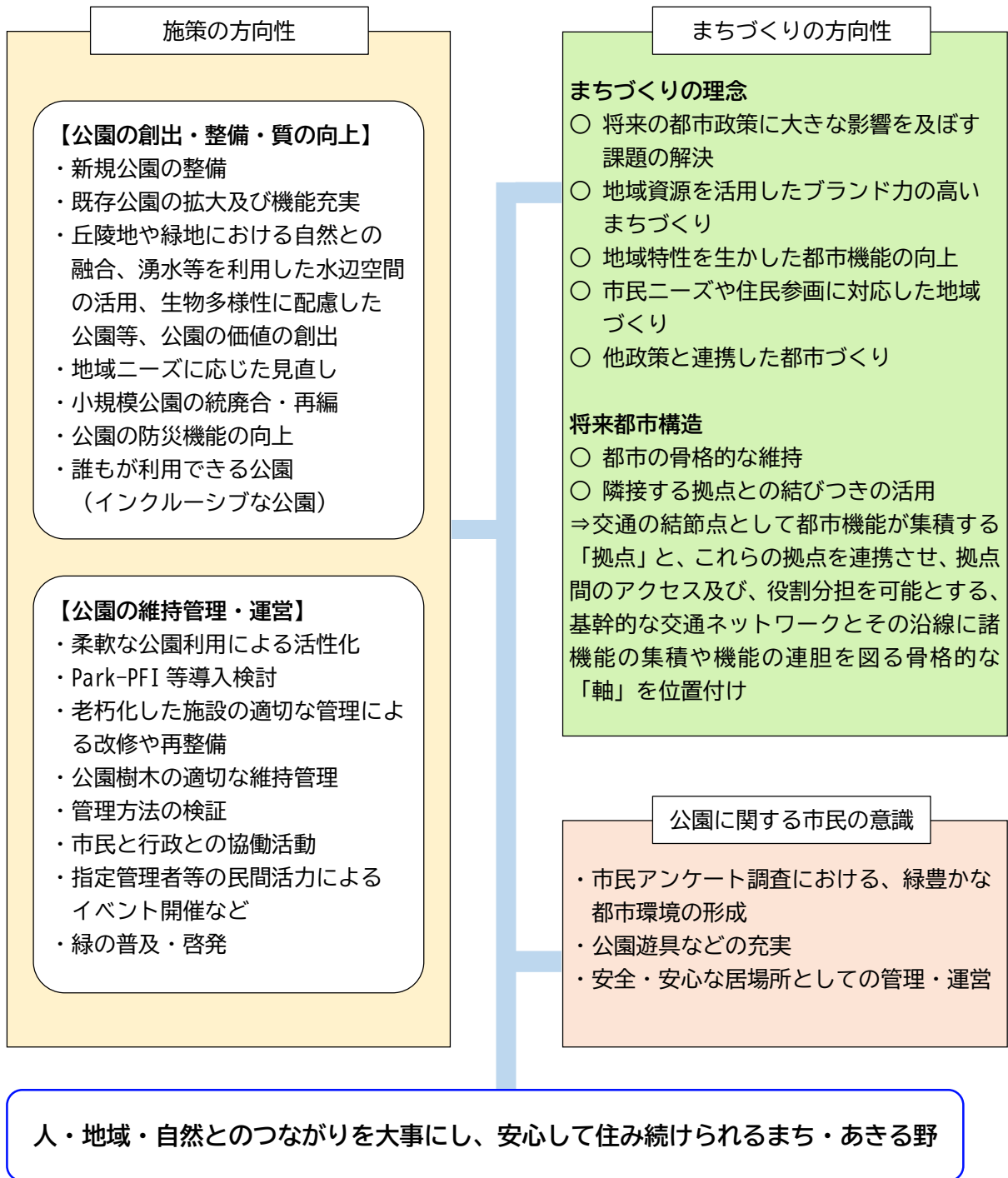
3. みどりとオープンスペースを生かした交流環境の形成

みどりとオープンスペースの一翼を担う都市公園等では、各拠点の中核となる都市公園を柔軟に使い、交流等による地域の活性化を促進するとともに、地域住民が安心して、集い・憩うことのできる公園の管理・運営を図ります。



■施策の方向性

これらの基本的な考え方から、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像「人・地域・自然とのつながりを大事にし、安心して住み続けられるまち・あきる野」を目指すための公園等の施策の方向性に関する取組は「創出・整備・質の向上」「維持管理・運営」とします。



1 公園等の創出・整備・質の向上

都市公園の創出・整備・質の向上については、都市緑地法の改正により、柔軟な公園施設等の整備が可能となったこと、また、ダイバーシティの推進、生物多様性の観点及び市民ニーズから、「拠点への再編と集約による公園機能の充実」「量から質への転換」の基本的な考え方を踏まえ、以下の視点を考慮した上で、効果的で効率的な整備等を進めます。

(1) 視点

- 新たな市街地整備等のまちづくりが行われる場合には、法令等に基づいた公園等の整備を行います。
- 都市公園について、整備の必要性が高い地域において優先的に整備を進めることとし、街区公園を補完する施設として「身近な公園」の整備を検討します。
- 現況において公園が不足する地域について、都市計画決定等を含めた公園の整備について検討します。
- 第2次あきる野市総合計画や都市計画マスタープランなど、上位計画において、都市公園等の整備が新たに位置付けられた場合は、その方針に沿った整備を検討します。
- 公園緑地のストックを生かし、住民の多様なニーズや防災などを勘案し、再整備による公園の魅力向上を図ります。
- 公園が隣接し機能が重複するものについては利用状況を考慮し、統廃合や機能分担などの再編整備について検討していきます。
- 頻発する大規模自然災害や近い将来に予測される大規模地震等に備えるため、公園の機能に着目し、災害対応施設の設置について検討します。

【参考】都市公園の種類

種類	種別	内容
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

(2) 整備・誘導方針

1) 公園の整備

■ 身近な公園の確保

居住者にとって憩いやうるおいの場所となる緑豊かで、身近に利用できる公園を人口集積や市街地の状況などを考慮して配置を検討します。

○街区公園

- ・ 街区公園は地域の核となる公園として、標準面積である0.25ha(2,500㎡)以上の確保を前提とし、最低でも標準的な機能である広場・遊具・緑化のすべてを備えることができる面積0.1ha(1,000㎡)以上を確保できるよう、神社仏閣の位置などを考慮し整備を目指します。

ただし、近隣に機能が重複している公園がある場合については、周辺の居住環境を考慮した機能に特化することも検討します。

- ・ 新市街地を形成するために土地区画整理事業等の新たな基盤整備が行われる際には、周辺の公園整備状況を勘案し、本ガイドラインに沿った公園の整備を進めます。

○近隣公園

- ・ 地域の核となる公園として、街区公園よりも幅広い利用目的に対応できる公園施設の整備を目指します。

○身近な公園

- ・ 街区公園の規模に満たない身近な公園については、公園が不足し、かつ必要性が高く、地域からの要望の高い地域において、必要に応じて整備を行います。なお、整備に当たっては計画づくりや管理運営に地域住民の主体的な参加が見込まれることを原則とします。
- ・ 都市公園が不足している地域において、広場等の公共空地、学校グラウンド等で機能補完可能な場合は、代替施設で公園機能を補完します。
- ・ 開発事業等による公園等の施設は、関係法令との調整を図りながら、必要とする維持管理が少ない施設整備を促進します。

■ 市民全般に利用される総合的な公園の確保

市民全般を対象とし、来訪者等にも利用される総合的で拠点的な公園について、利用目的や地域特性などを考慮して配置を検討します。

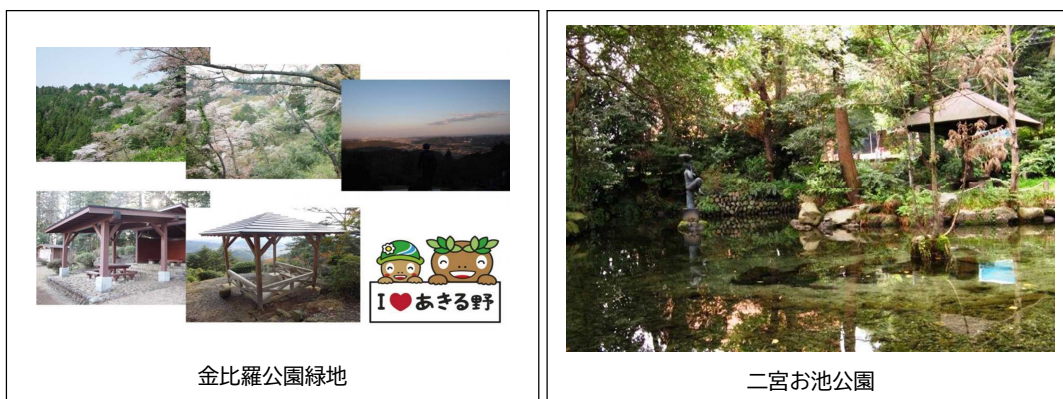
○都市基幹公園（総合公園・運動公園）

- ・ 市民のスポーツやレクリエーション利用を目的とした公園は、草花公園と都立秋留台公園により一定程度充足していることから、新たな都市基幹公園の必要性について検証します。

2) 公園等の創出

- ・ 本市の山間部は国立や都立の自然公園としての指定や、金比羅山周辺を風致公園として位置付けしていることから、さらなるストック効果を発揮できるよう、環境整備を促進していきます。

また、丘陵地や緑地における自然との融合、湧水等を利用した水辺空間の活用、生物多様性に配慮した公園等、公園のさらなる価値の創出ができる区域等においては、その設置や保全について検討していきます。



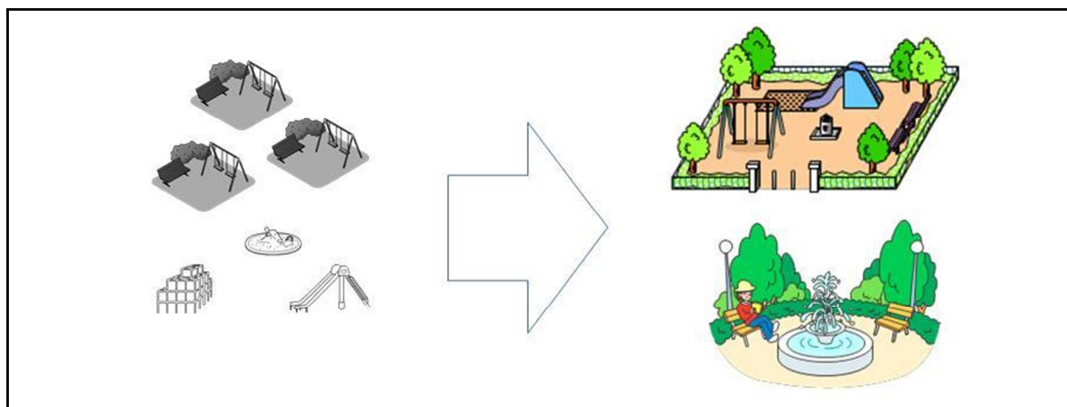
3) 公園等の再整備

- ・ 都市計画決定から長期にわたり区域の一部が未着手となっている都市公園については、都市計画の変更等も含め再整備を検討します。
- ・ 公園施設等の老朽化による公園機能の低下がみられる都市公園については、再整備の在り方の検討を進めます。
- ・ 地域の拠点となる公園等では、公園機能の再生などにより魅力の向上を図るため、必要に応じて遊具や運動施設等の整備又はリニューアルを行います。
- ・ 施設の再整備では、公園機能における地域や利用者のニーズを把握し、公園の安全性及び賑わい、活力の向上を図ることができる遊具や植栽など、誰もが利用できる（インクルーシブな）公園について検討します。



4) 機能分担や統廃合

- ・ 街区公園を「機能特化公園」とすることにより機能を分担し、効果的な整備を行います。
- ・ 施設の老朽化状況、地域や利用者ニーズの変化等を勘案し、機能分担が必要と判断される場合には、ニーズに応じ、適切な再整備を行います。
また、市街地開発等による新規公園が整備された場合や利用者ニーズに変化が見られ、再編による機能向上や効率化等につながる場合には、地域住民との協議を進め土地利用転換や統廃合を検討します。
- ・ トイレや休憩施設等については、施設の利用状況等に応じて、更新時や機能分担整備時などにおいて、廃止などの施設の見直しを進めるとともに公園の用途変更や売却を進めて事業費を捻出し、整備や維持管理に活用します。



5) 防災機能の検証

地域防災計画に位置付けられた公園、施設に隣接する公園及び改定により新たに位置付けられる予定の公園等は、広場機能、防災倉庫などの防災施設の計画的な整備を行うとともに、ベンチ等の公園施設についても防災機能を備えた施設の設置を行います。



2 公園等の維持管理・運営

今後の都市公園は、市民等、民間事業者、行政の官民連携を進め、公園が持つポテンシャルを最大限に生かせるよう、社会情勢の変化に対応した、新たな利活用を検討するとともに、「量から質への転換」「みどりとオープンスペースを生かした交流環境の形成」の基本的な考え方を基に、公園の管理・運営を進めていきます。

運営方針

1) 公園活性化のための柔軟な対応

- ・ 地域の賑わいや公園等の魅力向上につながる催しや公園の利用等については、都市公園条例等における柔軟な対応を検討し、公園等の利用促進を図ります。
- ・ 公園での賑わいや交流の促進、利用の多様化を進めるため、公益性の高い賑わいや交流活動、文化振興などの多様な活動についての受け入れを図ります。

2) 良好な都市空間の構築

- ・ 公園等の樹木が覆い茂り、安全性や快適性に支障を来している場合は、計画的な植栽更新や公園等の再整備と合わせて、安全性と快適性の確保を図ります。
- ・ 遊具等の施設は、公園施設等長寿命化計画に基づく定期的な施設点検の結果を基に、劣化状況の改善や新しい安全基準への適合など、適切な修繕・更新を進めます。



3) 多様な主体と連携した公園運営の推進

- ・ 地域の公園等の特徴を生かし、地域が主体となって公園の利活用が進むよう、住民参加の在り方や意見聴取の手法を検討し、アダプト制度の活用などを通じて地域による自主的な管理体制の構築に取り組みます。
- ・ 民間活力を導入する指定管理者制度、PPP/PFI、Park-PFI（公募設置管理制度）により魅力的な便利施設を配置するなどの取組みを検討します。
- ・ 公園施設等長寿命化計画に基づく公園施設の点検・管理を地域や市民団体等と連携して実施し、安心して利用できる維持管理を行います。

4) 公園樹木等の管理の在り方検討

樹木等については、他の公園施設と同様に安全性を確保するとともに、生物多様性の確保やヒートアイランド緩和など、緑が持つ役割を損なわないよう、樹冠被覆率等に配慮した剪定・更新を行うなど、管理の在り方を検討します。



5) 魅力的な公園サービスの提供

- ・ 公園の利活用の幅を広げ、魅力的な公園サービスを提供するため、民間ノウハウや活力を導入する取組として、設置管理許可制度や指定管理者制度、PPP/PFI、Park-PFI を検討します。

物販サービス：カフェ、自動販売機、売店等による飲食等

スポーツ利用：ランニング、ウォーキング、球技等

利用サービス：バーベキュー、デイキャンプ等

- ・ 本市の豊富な自然や観光拠点などの地域資源を活用し、あじさいなどの花木を植栽するなど、誰もが憩えて自然と親しむ機会を創出できるよう努めます。



6) 公園施設の基本的な維持管理の在り方

市街地にある公園については、地域住民等が安心して憩い・集う場所であること、治安等の向上にも必要な施設であることから、定期的なパトロールや管理を行うとともに、地域住民と協働した公園の維持管理について意識醸成を図ります。

3 施策の進め方

本ガイドラインでは、今後の公園整備・運営の在り方について、本市の基本的な方向性を示してまいりました。

今後、このガイドラインに基づいて具体的な施策を検討し適切な公園の整備・運営を進めるとともに、必要に応じ、公園利用者や地域住民と協働しながら、公園毎のパークマネジメントプランを策定し、取組みを進めていきます。



あきる野市公園等整備・運営ガイドライン

発行 あきる野市

編集 都市整備部 都市政策課

〒197-0814

東京都あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111